

---

# 那珂市 障害者プラン

---

(那珂市障害者計画・障害福祉計画)

素案

平成19年1月

那 珂 市

## 目次

第1章 計画の考え方.....	5
第1節 計画の趣旨.....	6
1 計画の背景.....	6
2 計画の性格と位置づけ.....	7
3 計画の期間.....	7
4 計画の策定体制.....	7
5 障害のある人等の計画策定への参加.....	8
6 計画の公表等.....	8
7 計画の推進.....	8
第2節 障害のある人をめぐる現状.....	9
1 障害のある人の現状.....	9
2 障害者福祉施策の現状と課題.....	11
3 障害のある人に関わる制度改革の概要.....	13
第3節 計画の理念・施策の体系.....	16
1 計画の理念.....	16
2 基本視点.....	17
3 計画の基本目標と施策.....	18
4 施策の体系化（一覧表）.....	19
第2章 施策の展開.....	23
基本目標1 保健・医療の充実.....	24
施策の方向1 健康づくり・障害予防の推進.....	25
施策の方向2 心の病の予防・支援対策の推進.....	26
施策の方向3 地域リハビリテーションの充実.....	27
基本目標2 地域生活支援の充実.....	29
施策の方向1 障害福祉サービス等の円滑な推進.....	30
施策の方向2 障害福祉サービス等の基盤整備.....	31
施策の方向3 地域生活支援事業の充実.....	33
施策の方向4 在宅サービスの基盤整備.....	35

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援 .....	37
基本目標3 教育・育成の推進 .....	39
施策の方向1 障害児の育成支援 .....	40
施策の方向2 特別支援教育の推進 .....	41
基本目標4 雇用・就労の支援 .....	43
施策の方向1 雇用・就労の場の拡大 .....	44
施策の方向2 職業リハビリテーションの充実 .....	45
基本目標5 社会参加の促進 .....	46
施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興 .....	47
施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実 .....	48
施策の方向3 選挙における投票活動の促進 .....	49
基本目標6 住みよいまちづくり .....	50
施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備 .....	51
施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進 .....	53
施策の方向3 地域支援体制の整備 .....	54
施策の方向4 障害のある人についての理解の促進 .....	55
第3章 障害福祉サービス等の見込量 .....	57
第1節 障害福祉サービス等の考え方 .....	58
1 厚生労働大臣「基本指針」の内容について .....	58
2 サービス量の見込みにあたって .....	58
第2節 障害福祉サービス量等の見込み .....	59
1 施設入所者の地域生活への移行数の見込み .....	59
2 障害福祉サービス量の見込み .....	61
3 地域生活支援事業の見込み .....	64
第4章 計画推進に向けて .....	67
第1節 ライフステージ別重点事業 .....	68
1 乳幼児期 .....	69
2 児童期 .....	69
3 青年期（前期） .....	70

（後期） .....	70
4 成人期.....	72
5 高齢期.....	72
第2節 計画の継続的改善 .....	74
1 基本目標の評価 .....	74
2 事業の評価（未） .....	75

資料 未

# 第 1 章 計画の考え方

# 第1節 計画の趣旨

## 1 計画の背景

今日、全国の障害のある人の状況は、身体障害者約 352 万人（内障害児 9 万人）、知的障害者約 46 万人（内障害児 10 万人）、精神障害者約 258 万人（内 20 歳未満 14 万人）とされています<sup>1</sup>（「平成 18 年版障害者白書」）。本市における障害のある人<sup>2</sup>は、身体障害者 1,667 人（内障害児 35 人）、知的障害者 336 人（内障害児 66 人）、精神障害者 124 人となっています（表 2-1）。こうした障害のある人の「自立及び社会参加の支援等」を目的とした障害者基本法の理念の実現を図るために、地域における障害者福祉の充実した施策の展開が求められています。

国においては、平成 14 年度に「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会」の実現をめざして、新たな「障害者基本計画」（平成 15 年度～24 年度）を策定し、平成 16 年度には「市町村障害者計画」<sup>3</sup>の策定を義務づけるなど「障害者基本法」の改正を行っています。さらに、平成 16 年度には、「発達障害者支援法」の制定、平成 17 年度には、障害福祉サービスの全般的な再編・市町村への一元化、障害者の自立や地域生活の支援、就労支援などをめざした「障害者自立支援法」の制定、また、これまでの「ハートビル法」<sup>4</sup>・「交通バリアフリー法」<sup>5</sup>を統合した「バリアフリー新法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）を制定するなど、障害者福祉をはじめ制度全般に関わる改革を実施しています。

一方、平成 17 年 1 月に旧那珂町と旧瓜連町の合併により誕生した本市における障害者福祉については、すでに平成 12 年度に旧那珂町で「那珂町障害者プラン」を策定するなど旧 2 町においても障害者福祉施策を実施してきました。今日、あらためて、国における障害保健福祉に関わる制度改革を踏まえて、新市における障害者福祉の充実を図る計画を必要としています。

---

<sup>1</sup> 障害者数：厚生労働省「身体障害児・者実態調査」（平成 13 年度）等による推計値

<sup>2</sup> 身体障害者手帳・知的障害者（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳の平成 18 年 3 月末現在所持者

<sup>3</sup> 平成 19 年 4 月 1 日施行（改正障害者基本法付則第 3 条）

<sup>4</sup> 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」

<sup>5</sup> 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

## 2 計画の性格と位置づけ

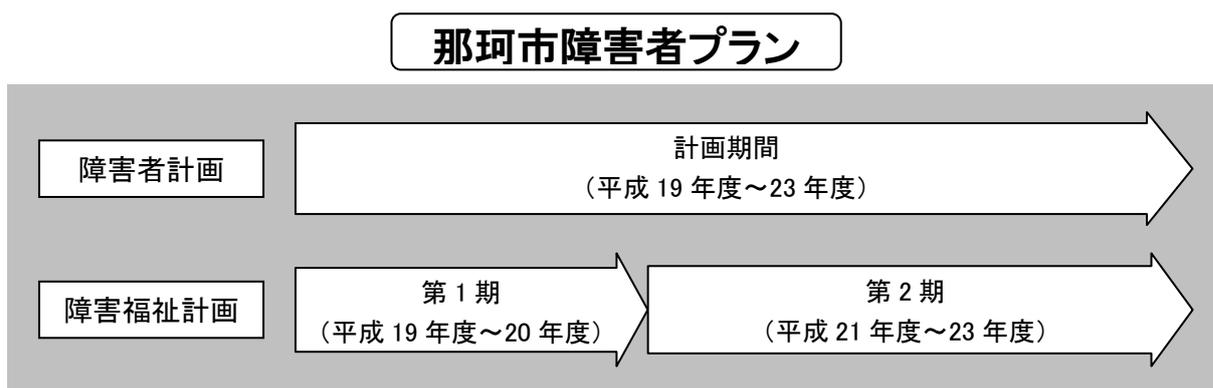
この計画は、障害者基本法第9条による「障害者のための施策に関する基本的な計画」を当市の「障害者計画」として定めるものです。また、この計画は、障害者自立支援法第88条による当市の「障害福祉計画」で、厚生労働大臣「基本指針」（法第87条）に即して、「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」として位置づけるものです。

この計画は、障害福祉計画を含む一体的な障害者計画、「那珂市障害者プラン」として、「新市まちづくり計画」や他の障害福祉に関わる関連計画と調和を保って定めるものです。

## 3 計画の期間

「障害者プラン」全体についての計画期間は、平成19年度から23年度までの5年間としています。

「障害者プラン」のうち「障害福祉計画」の部分については、厚生労働大臣「基本指針」により、第1期計画期間を平成19年度から20年度までとし、第2期を平成21年度から23年度までとしています。また、第1期の計画は、第2期の終了年度である平成23年度を目標において数値目標等を設定しています。



## 4 計画の策定体制

この計画は、市議会議員、学識経験者、福祉関係団体代表、市関係代表の構成による「那珂市障害者福祉計画策定委員会」を設置し、庁内関係部署による「那珂市障害者福祉計画策定ワーキングチーム」を補助機関として、策定作業をすすめました。

## 5 障害のある人等の計画策定への参加

障害のある人等の計画策定への参加に向けて、策定委員会の委員の委嘱に加えて、障害者アンケート調査を実施するなど、障害のある人等の意見・要望が計画に反映されるように努めました。

### ◇アンケート調査の実施

調査は、郵送方式により平成18年7月14日から7月25日までを回収期間として実施しました。調査票の配布数と回収数および回収率は、次のとおりでした。

区分	配布数	回収数	回収率
在宅・福祉アンケート（在宅者）	1,868 件	1,085 件	58.1%（55.9%）
福祉アンケート（施設・医療機関）	191 件	78 件	40.8%（37.2%）

注：回収率（ ）内は有効回収率。

## 6 計画の公表等

この計画は、障害者基本法の規定により、市議会に報告するとともに、計画概要を市民に公表しています。また、障害者自立支援法の規定により、障害福祉計画については茨城県知事に提出しています。

## 7 計画の推進

計画策定後、「計画推進委員会」を設置し、適宜、事務事業マネジメントシステムにより、進捗状況の点検評価を行うなど、この計画内容の確実な推進を図ります。（詳細は第4章参照）

## 第2節 障害のある人をめぐる現状

### 1 障害のある人の現状

平成 18 年 3 月 31 日現在、身体障害者<sup>6</sup>1,632 人、身体障害児 35 人で計 1,667 人（人口比 3.05%）、知的障害者 270 人、知的障害児 66 人で計 336 人（人口比 0.62%）となっています。平成 8 年度と比較すると、身体障害者は 1.27 倍、身体障害児は 1.35 倍に増加しています。一方、知的障害者は 1.46 倍、知的障害児は 1.40 倍に増加しています。

身体障害者を障害別にみると、肢体不自由が<sup>7</sup> 52.9%で最も多く、次に内部障害が 26.1%で、平成 8 年度に比べて 1.52 倍となっており、最も高い伸び率となっています。等級別では 1 級が 35.0%、2 級が 20.5%で、1 級と 2 級の重度者の合計は 45.5%を占めています。

知的障害者を等級別にみると、㊤は 21.9%、Aは 42.6%で重度者合計は 64.5%となっています。伸び率では特に㊤は 2.11 倍となっており、重度の知的障害者数が増加しています。

精神障害者については、平成 18 年 3 月 31 日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者 124 人、自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者が 495 人（人口比 0.91%）となっています。

一般特定疾患医療受給者証<sup>8</sup>を受けている難病患者は、平成 18 年 3 月 31 日現在、「一般」が 221 人で、平成 8 年度から 1.53 倍に増加しています。

---

<sup>6</sup> 身体障害者は、18 歳以上の身体障害者手帳所持者、身体障害児は 18 歳未満の手帳所持者。知的障害者は 18 歳以上の療育手帳所持者、知的障害児は 18 歳未満の手帳所持者。

<sup>7</sup> 平成 18 年 4 月 1 日現在の人口 54,590 人（「茨城県常住人口調査結果」茨城県企画部統計課）

<sup>8</sup> 「一般特定疾患医療受給者証」：原因不明で治療方法が確立していないいわゆる「難病」のうち厚生労働省が定める 45 疾患については、「特定疾患治療研究事業」による医療費公費負担制度があり、対象者には「受給者証」が交付される。

表 2-1 障害者数等の推移

単位:人、%他

区分		平成8年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度		対8年度 増減数	対8年度 増減率
						実数	構成比(%)		
身体障害者計	身体障害者計	1,289	1,433	1,497	1,561	1,632	100.0	343	1.27
	1級	432	501	520	547	572	35.0	140	1.32
	2級	250	282	301	314	335	20.5	85	1.34
	3級	197	224	236	249	259	15.9	62	1.31
	4級	185	226	242	255	263	16.1	78	1.42
	5級	140	115	109	107	109	6.7	-31	0.78
	6級	85	85	89	89	94	5.8	9	1.11
視覚障害		142	197	200	204	208	12.7	66	1.46
聴覚・平衡機能障害		97	101	105	107	114	7.0	17	1.18
音声・言語・そしゃく機能		19	17	17	19	21	1.3	2	1.11
肢体不自由		750	769	804	830	863	52.9	113	1.15
内部障害		281	349	371	401	426	26.1	145	1.52
身体障害児計	身体障害児計	26	32	34	36	35	100.0	9	1.35
	1級	11	12	14	12	11	31.4	0	1.00
	2級	10	8	9	10	10	28.6	0	1.00
	3級	2	6	5	5	7	20.0	5	3.50
	4級	2	2	2	5	4	11.4	2	2.00
	5級	0	2	2	1	1	2.9	1	-
	6級	1	2	2	3	2	5.7	1	2.00
視覚障害		0	1	1	1	1	2.9	1	-
聴覚・平衡機能障害		9	7	7	8	6	17.1	-3	0.67
音声・言語・そしゃく機能		2	0	0	1	1	2.9	-1	0.50
肢体不自由		12	19	20	18	16	45.7	4	1.33
内部障害		3	5	6	8	11	31.4	8	3.67
知的障害者数	知的障害者計	185	242	247	259	270	100.0	85	1.46
	①	28	50	52	56	59	21.9	31	2.11
	A	76	100	103	106	115	42.6	39	1.51
	B	60	65	64	64	63	23.3	3	1.05
	C	21	27	28	33	33	12.2	12	1.57
知的障害児数	知的障害児計	47	57	62	61	66	100.0	19	1.40
	①	15	16	16	13	13	19.7	-2	0.87
	A	13	16	19	20	20	30.3	7	1.54
	B	13	13	14	14	16	24.2	3	1.23
	C	6	12	13	14	17	25.8	11	2.83
精神障害者保健福祉手帳所持者	計	11	-	-	-	124	100.0	113	11.27
	1級	1	-	-	-	25	20.2	24	25.00
	2級	8	-	-	-	69	55.6	61	8.63
	3級	2	-	-	-	30	24.2	28	15.00
精神通院医療受給者		120	-	-	-	495	-	375	4.13
一般特定疾患医療受給者		144	-	-	-	221	-	77	1.53
小児特定疾患医療受給者		182	-	-	-	158	-	-24	0.87

注1:出所「身体障害者手帳交付台帳登載数調」、「療育手帳交付状況調」、各年度3月末日現在  
 身体障害者は18歳以上の身体障害者手帳所持者、身体障害児は18歳未満の身体障害者手帳所持者  
 知的障害者は18歳以上の療育手帳所持者、知的障害児は18歳未満の療育手帳所持者  
 注2:平成16・17年度を除く各年度は旧那珂町と旧瓜連町の合算値

## 2 障害者福祉施策の現状と課題

### (1) 在宅サービスの現状と課題

障害者福祉サービスについては、平成 15 年度から支援費制度が施行されていましたが、平成 18 年 4 月 1 日より障害者自立支援法による新しい制度体系に移行しています。この間の主な在宅サービスの推移をみると、措置から契約制度への移行を基本とした支援費制度の施行により、全体としては利用者数の増加がみられます。今後は、障害者自立支援法の新制度において、これまでのサービス実績を踏まえて、障害福祉サービス等障害のある人のニーズに対応した施策の充実を図ることが課題となっています。

表 2-2 在宅サービスの実績推移

単位：人等

区分	平成16年10月	平成17年10月	平成18年6月	伸び率	
居宅介護	計	13	23	13	0.57
	身体障害者	9	9	6	0.67
	知的障害者	3	5	2	0.40
	障害児	1	9	3	0.33
	精神障害者	0	0	2	-
外出介護 (移動支援)	計	4	3	10	3.33
	身体障害者	1	0	2	-
	知的障害者	1	2	1	0.50
	障害児	2	1	7	7.00
	精神障害者	-	-	0	-
デイサービス	計	10	52	53	1.02
	身体障害者	4	4	12	3.00
	知的障害者	3	43	34	0.79
	障害児	3	5	7	1.40
	精神障害者	-	-	0	-
短期入所	計	26	30	9	0.30
	身体障害者	5	5	3	0.60
	知的障害者	8	14	2	0.14
	障害児	13	11	2	0.18
	精神障害者	-	-	2	-
地域共同 生活援助	計	2	3	3	1.00
	知的障害者	2	3	2	0.67
	精神障害者	0	0	1	-

注：平成16年、平成17年は支援費制度、平成18年6月は障害者自立支援法  
伸び率は平成18年6月／平成17年10月

## (2) 障害のある人に関わる施策の現状と課題

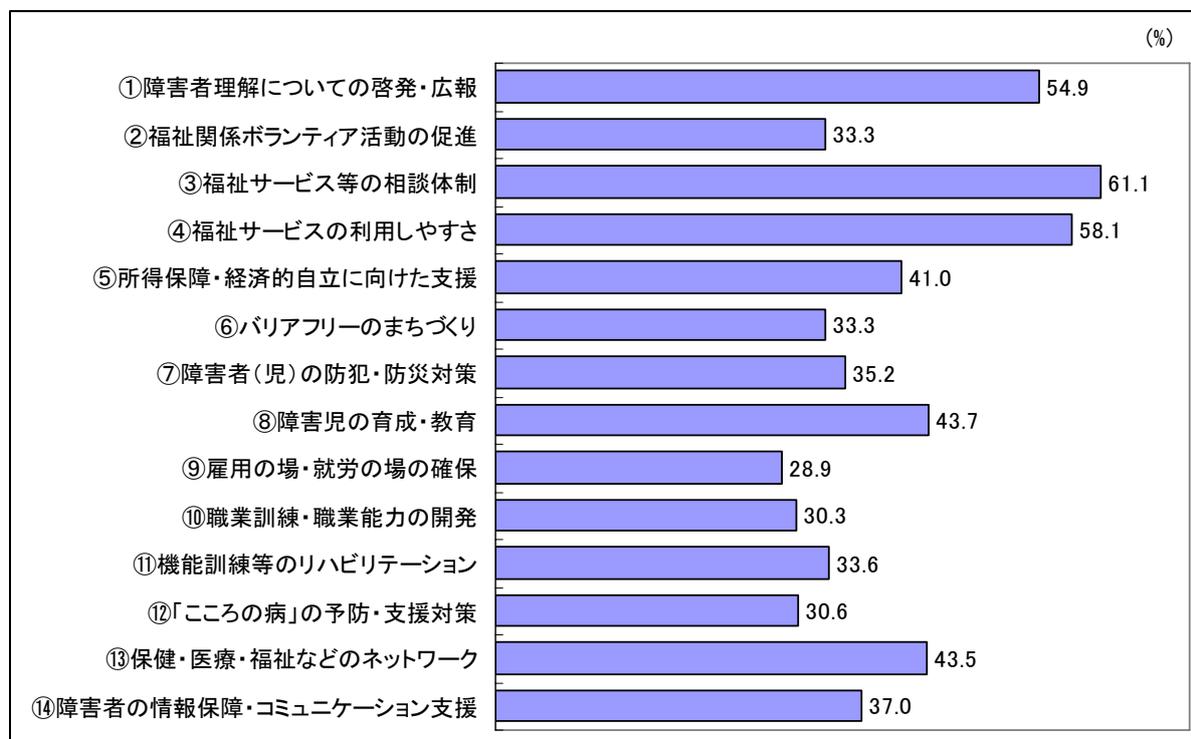
障害のある人に関わる全般的な施策について、合併前の旧那珂町においては「那珂町障害者プラン」、旧瓜連町においては「瓜連町総合振興計画」により、各種保健福祉サービス、教育・育成、雇用・就労、バリアフリーの生活環境・まちづくりなどの施策を実施してきました。

「障害者アンケート」<sup>9</sup>により、障害のある人の各施策に関わる「満足度」（「満足」と「どちらかといえば満足」の割合の合計）をみると、「福祉サービス等の相談体制」や「福祉サービスの利用しやすさ」などの満足度は比較的高くなっており、平成15年度の支援費制度導入を契機にした障害者マネジメントなど制度改革の現われとみられます。

また、障害のある人にとって当市は、「住みよい」と「どちらかといえば、住みよい」の合計（以下「住みよさ度」）で、65.0%となっています。

こうした「アンケート」の結果から、今後の障害者施策全般について障害を持つ当事者自身の満足度や「住みよさ度」の向上に努めることが必要となっています。

図 障害者施策に関わる満足度（「障害者アンケート」）



<sup>9</sup> 今回の計画策定に向けて実施した「障害者アンケート」(平成18年7月)、以下、特にことわりのない限り同じ。

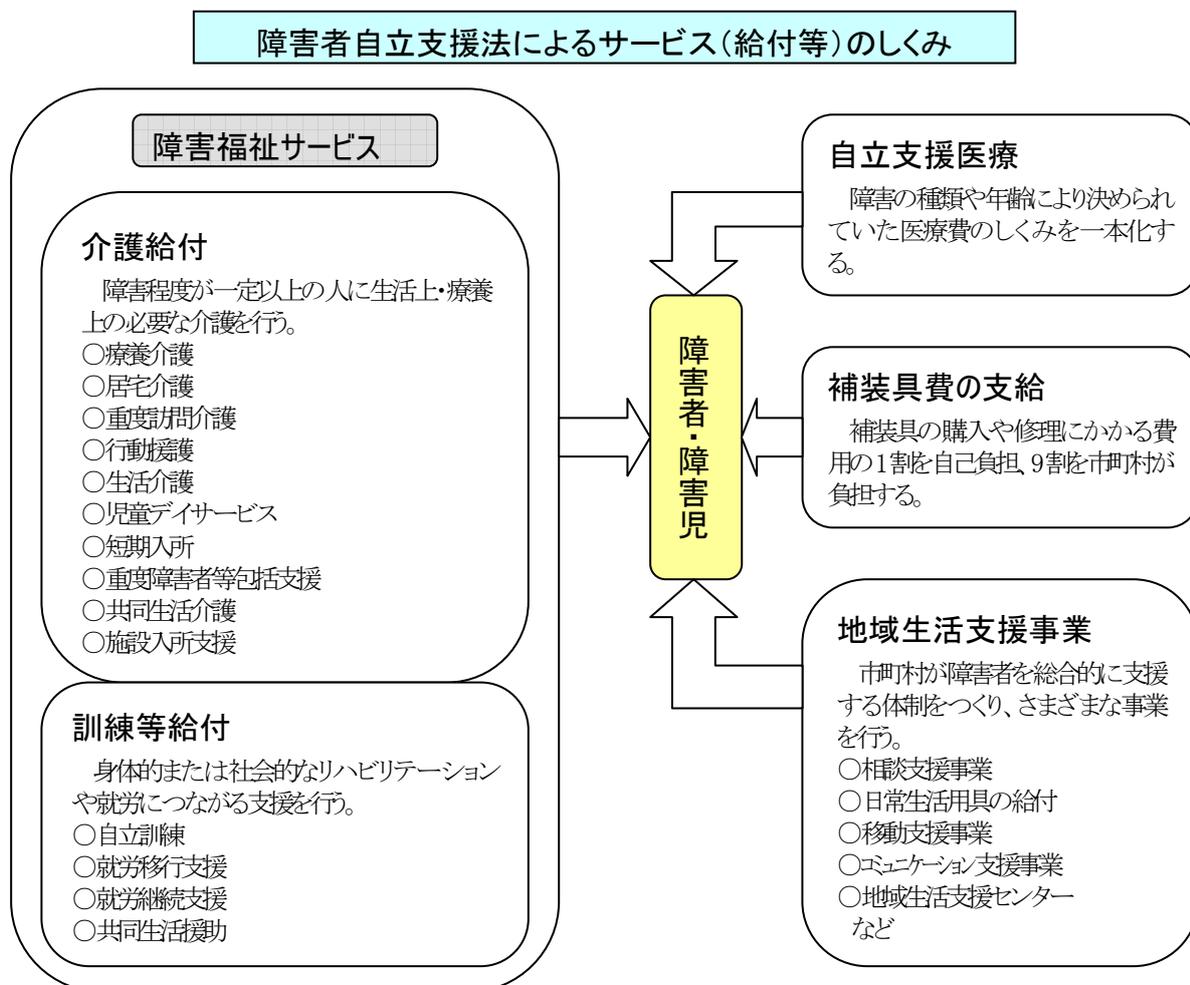
### 3 障害のある人に関わる制度改革の概要

#### 1. 障害者自立支援法による改革の概要

##### (1) 障害者施策の体系化

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず障害のある人の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度に体系化するとともに、サービス実施主体を市町村に一元化しています。

また、従来の施設体系については日中活動の場と住まいの場とを組み合わせる利用できるようにサービスを再編し、さらに公費負担医療制度については自立支援医療制度とし、地域生活支援事業など障害者を支えるサービスの体系化<sup>10</sup>を行っています。



<sup>10</sup> 障害福祉サービス等自立支援給付の具体的な詳細は「第2章 施策の展開」参照。

## (2) 障害のある人がもっと「働ける社会」に

一般就労に向けた「就労移行支援事業」等を創設するなど、働く意欲のある人が企業等で働けるように支援しています。

## (3) 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害のある人が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用、NPO 法人の事業参入や多機能型事業の導入等の規制緩和を行っています。

## (4) サービス利用のための「手続きや基準の明確化」

支援の必要度合いに応じてサービスが利用できるよう、手続きや基準を明確化するために「障害程度区分」制度を導入、市町村に「介護給付費の支給に関する審査会」を設置することとしています。

## (5) 福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

福祉サービス等を利用した場合に、食費等の実費負担や利用したサービスの量や所得に応じた公平な利用者負担（原則 1 割負担）制度を導入しています。

また、福祉サービス等の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国や県の負担を義務付ける仕組みにしています。

## 2. 関連法による主な改革の概要

### (1) 発達障害者支援法の制定

自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害の定義を明確にし、早期のうちから支援を行う発達障害者支援法が制定されました。（平成 17 年 4 月 1 日施行）

### (2) 学校教育法の改正

従来の盲・聾（ろう）・養護学校の区分をなくし「特別支援学校」とし、小中学校等における「特殊学級」を「特別支援学級」に転換するなど特別支援教育を推進するための規定を法律上位置づけています。（平成 19 年 4 月 1 日施行）

### (3) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正

障害者雇用支援のために「職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金」や「グループ

就労訓練助成金」支給制度、在宅就業障害者に業務を発注した事業主への特例調整金・特例報奨金支給制度の創設、また、雇用率制度の改訂（精神障害のある人を雇用率算定対象とする）が行われました。（平成 18 年 4 月 1 日施行等）

#### （4）バリアフリー新法の制定

建築物のバリアフリー化を進める「ハートビル法」（平成 6 年度）、また、「駅を中心とした旅客施設」のバリアフリー化を進める「交通バリアフリー法」（平成 12 年度）が施行されていましたが、これらの法律を統合して「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（「バリアフリー新法）」が制定されました。（平成 18 年 6 月制定）

## 第3節 計画の理念・施策の体系

### 1 計画の理念

ともに暮らし

ともに輝くために

この計画は、第1に、障害の有無にかかわらず地域社会の誰もが、自立と自己決定を基本に、同等に参加・参画することのできる共生社会<sup>11</sup>の実現をめざします。

子どもや高齢者、障害のある人を区別することなく、あたりまえにふれあえるまちは、誰にとっても住みよい地域社会といえます。自分のことは自分で決めるという自立と自己決定を基本にして、誰もが対等に参加し、暮らすことのできる地域社会、ノーマライゼーション<sup>12</sup>の地域社会を構築するように努めます。

第2に、この計画は、「障害者の自立及び社会参加の支援等」を基本とする障害者基本法の理念を踏まえて、障害者自立支援法の定める障害福祉サービス等の計画的な基盤整備を推進し、障害のある人の福祉の増進を図ります。

障害のある人が生き生きと充実した生活をおくることができるように、そのすべてのライフステージや年代に対応して、リハビリテーションの理念<sup>13</sup>に基づく施策を展開していきます。

<sup>11</sup> 「共生社会」:「障害者基本計画」では「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とする必要がある」としている。

<sup>12</sup> 「ノーマライゼーション」:障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

<sup>13</sup> 「リハビリテーションの理念」:「機能訓練」という意味だけではなく、障害者の全ライフステージにおいて医学的、教育的、職業的、社会的の4つの分野のリハビリテーションを総合的に推進していくという考え方。

## 2 基本視点

計画の理念を実現するために、次の基本視点を設定して、施策の体系化を図ります。

### 基本視点1 施策満足度向上

保健・医療・福祉、教育・育成、雇用・就労、生活環境・まちづくりなど障害者施策に関わる事業を重点的・効率的に実施し、障害者施策満足度<sup>14</sup>を向上させ、全体的に「住みよさ度」の向上に寄与するようにします。

### 基本視点2 総合的な自立支援システムの確立

障害のある人の自立と社会参加に役立つように、障害者自立支援法により新しく創設されたサービスや制度を核にして、保健・医療・福祉、教育、雇用等各分野の連携を図り、地域における総合的な自立支援システムとして確立します。

### 基本視点3 バリアフリー推進

障害のある人の自立と社会参加に支障となる主に4つの分野のバリア（物理的バリア、制度的バリア、心理的バリア、情報バリア）の解消をめざして施策を推進します。

### 基本視点4 ライフステージ・年代ごとの対応

乳幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など主なライフステージ・年代ごとに、障害のある人のニーズに対応した施策を推進します。

---

<sup>14</sup> 「満足度」：施策の主な柱ごとに「満足」と評価する障害者の割合のこと。

### 3 計画の基本目標と施策

#### (1) 基本目標

計画の理念及び基本視点に基づき、この計画では次の6つの基本目標を掲げます。

- 基本目標1 保健・医療の充実（安心して健康な生活をおくる）
- 基本目標2 地域生活支援の充実（自立と地域生活を総合的に支援する）
- 基本目標3 教育・育成の推進（明るく希望に満ちてどの子どもかがやく）
- 基本目標4 雇用・就労の支援（生き生きと働くことができる職場の確保）
- 基本目標5 社会参加の促進（だれもが生きがい感をもって社会参加）
- 基本目標6 住みよいまちづくり（ともに暮らす住みよいまちづくり）

#### (2) 施策の方向

この計画では、基本目標の達成に向けて、「施策の方向」を定め、事業の位置づけを明確にして、施策の体系化を図ります。

#### (3) 重点事業

障害のある人のライフサイクルに総合的に対応できるように、ライフステージごとに重点施策を設定します。

## 4 施策の体系化（一覧表）

理 念	ともに暮らし ともに輝くために
基本視点	1 施策満足度向上 2 総合的な自立支援システムの確立 3 バリアフリー推進 4 ライフステージ・年代ごとの対応

### 基本目標1 保健・医療の充実

施策の方向	基本事業
健康づくり・障害予防の推進	健康診査事業（母子保健） 母子保健訪問事業 乳児保健指導事業 乳幼児育成指導事業 就学児健康診査 健康診査事業（成人保健） 健康相談事業 成人保健訪問事業 地域支援事業・介護予防事業（高齢者）
こころの病の予防・支援対策の推進	精神保健訪問事業 こころの相談事業 うつ病等広報・啓発事業 スクールカウンセラー配置
地域リハビリテーションの充実	自立支援医療費の支給 重度障害者・児医療費助成事業 特定疾病（医療費助成） 高次脳機能障害を持つ人への支援 地域リハビリテーションの連携促進

### 基本目標2 地域生活支援の充実

障害福祉サービス等の円滑な推進	審査会の運営 障害程度区分の認定・サービス支給決定 地域自立支援協議会の運営 指定障害福祉サービス事業者等の質的向上 利用者保護促進事業
障害福祉サービス等の基盤整備	自立支援給付 障害福祉サービスの供給確保
地域生活支援事業の充実	相談支援事業（法定事業①） コミュニケーション支援事業（法定事業②） 日常生活用具給付等事業（法定事業③） 移動支援事業（法定事業④） 地域活動支援センター事業（法定事業⑤） 難病患者等支援事業 訪問入浴サービス事業 奉仕員養成研修事業

	自動車運転免許取得・改造助成事業 日中一時支援事業 知的障害者職親委託事業
在宅サービスの基盤整備	障害者手帳の交付 タクシー利用助成事業 福祉有償運送運営協議会設置事業 障害者相談員事業 地域ケアシステム推進事業 地域福祉権利擁護事業 住宅リフォーム事業 配食サービス事業 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業 紙おむつ等購入費助成事業 心配ごと相談事業 障害者対象公営住宅の整備 専門職マンパワーの確保
生活安定・経済的自立の支援	障害基礎年金の支給 特別障害給付金の支給 特別児童扶養手当支給 特別障害者手当支給 障害児福祉手当支給 経過的福祉手当支給 在宅心身障害児福祉手当支給 心身障害者扶養共済制度事業 外国人高齢者及び重度身体障害者福祉手当支給 生活福祉資金の貸付 税や各種割引・減免制度の周知

### 基本目標3 教育・育成の推進

障害児の育成支援	重度障害児通園費補助事業 障害児保育 家庭児童相談事業 就学児健康診査（再掲） 就学指導の実施 障害児支援体制の構築 児童虐待の防止
特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターの配置 障害児学習指導員の配置 スクールカウンセラー配置 通級指導の実施 特別支援学級 教職員等研修の実施 福祉教育・交流教育の実施 学校施設のバリアフリー化

### 基本目標4 雇用・就労の支援

雇用・就労の場の拡大	雇用促進対策の普及・啓発・広報 在宅就業障害者支援制度の活用促進 福祉的就労の場ネットワークの構築
職業リハビリテーションの充実	障害福祉サービス・就労支援事業等の確保 障害者試行（トライアル）雇用事業の促進 職場適用援助者（ジョブコーチ）支援事業の促進 知的障害者職親委託事業（再掲）

#### 基本目標5 社会参加の促進

文化・スポーツ活動等の振興	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 スポーツ大会等への参加促進 芸術・文化講座開催等事業 文化・スポーツ活動配慮指針策定 障害者対象の図書等の拡充 障害者の参加する生涯学習事業 障害者交流事業
情報提供・コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション支援事業（再掲） 奉仕員養成研修事業（再掲） ホームページのバリアフリー化の推進 障害者サイトの構築
選挙における投票活動の促進	選挙情報の提供 郵便等投票制度の周知・啓発 投票会場のバリアフリー化

#### 基本目標6 住みよいまちづくり

バリアフリーの生活環境整備	生活・移動環境のバリアフリー総点検活動の実施 福祉ガイドマップの作成 市の公共的施設のバリアフリー化 道路・交通安全対策の推進 福祉バス運営事業
災害時支援・防犯対策の推進	地域防災計画の推進 災害時要援護者「避難支援プラン」の策定 緊急時情報配信サービス事業 防犯対策の推進
地域支援体制の整備	社会福祉協議会との連携 地域ケアシステム推進事業（再掲） ボランティア活動の振興 障害者団体等活動支援
障害のある人についての理解の促進	福祉教育・交流教育の実施（再掲） 障害者理解についての啓発・広報の推進



## 第2章 施策の展開

---

凡例 表内の記述

「充実」：既存の事業で今後充実を図るもの

「継続」：既存の事業で今後も継続して実施するもの

「新規」：今後、新規に実施を予定しているもの

\*表内の数値実績は、特に断りのない限り、平成17年度

# 基本目標1 保健・医療の充実

「障害者アンケート」によると、障害のある多くの人が（79.5%）、月に1回以上医療機関に通院しています。自立支援医療（91.7%が精神通院医療）を受けている人は、障害のある人全体の11.2%にのぼり、特定疾患医療受給者証の所持者（難病患者）については、障害のある人の15.2%となっています。

障害を持つことになった原因はさまざまですが、特に「疾病等」を主な原因とする人が全体の49.4%で、65歳以上では54.6%となっています。また、介護保険の要介護認定を29.4%（65歳以上では43.3%）の人が受けています。

一方、ストレスの多い働きざかりの人などを襲う「うつ病」等心の病は、誰でもかかる危険性をもっており、その増加が懸念される事態にあり、地域における精神保健対策の強化が必要とされています。

## 目標

障害のある人の生命と健康を維持し、障害を軽減するために、医療費の助成、難病対策や医学的リハビリテーションの充実を図ります。

また、発達障害への早期対応を含めて障害の早期発見・早期治療、障害の原因に対応した疾病対策等障害予防の推進に努めるとともに、うつ病などこころの病の予防と精神疾患等の正しい理解について地域の精神保健対策を推進します。

保健・医療施策と福祉施策の効果的な連携を推進し、保健・医療・福祉のネットワークを構築します。

施策の方向1 健康づくり・障害予防の推進

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

## 施策の方向1 健康づくり・障害予防の推進

障害のある子の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健施策、学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応を重視して保健事業を推進します。

脳血管障害など疾病を原因として障害を持つことになった人や高齢期で障害を持つ人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護保険事業・地域支援事業（介護予防事業）の充実を図ります。

1-1	<b>健康診査事業(母子保健)</b>	継続
◇1歳6か月児健診、3歳児健診を実施する。内容は、診察(内科・歯科)、身体計測、子育て相談、発育発達相談(医療機関-療育機関)、栄養相談、(3歳児は視力・聴力・尿検査等も実施)。 今後も、育児の悩みや不安、発達障害などに留意して疾病・障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、特に発達障害や児童虐待への適切な対応のためにスタッフの研修等の充実を図る。 ■1歳6か月児健診受診率:81.6%、3歳児健診受診率:80.4% 【担当】 健康推進課		
1-2	<b>母子保健訪問事業</b>	継続
◇妊娠産褥期に療養上の問題がある妊産婦・第1子・未熟児・健診等の未受診児、その他経過観察の必要な乳幼児等の自宅を訪問して保健指導を行う。 【担当】 健康推進課		
1-3	<b>乳児保健指導事業</b>	継続
◇保健師や栄養士等により乳児(4・7・10・12か月児)の身体測定や発育・発達の相談、生活・育児に関する相談や保健指導を行い、病気や発達の遅れを持った子どもの親の支援を行う。 【担当】 健康推進課		
1-4	<b>乳幼児育成指導事業</b>	継続
◇2歳の時点で言葉の遅れのある幼児に親子遊びと臨床発達心理士による個別相談を行い、発達障害の早期発見、早期支援、家族支援などに努める。 ■対象児童数:30人、実施回数:12回、延149人参加 【担当】 健康推進課		
1-5	<b>健康診査事業(成人保健)</b>	継続
◇医療制度改革により医療保険者が義務として実施する「特定健康診査及び特定保健指導」の充実を図り、生活習慣病予防に向けた健診の趣旨を広報で啓発するなど受診勧奨を徹底し、受診しやすい健診体制づくりに努める。 ■40歳～64歳受診率:59.6%、65歳以上受診率:66.1% 【担当】 健康推進課		

1-6	<b>就学児健康診査</b>	継続
	◇ 小学校入学見込の児童に対し、健康診査を実施する。障害の早期発見を図る。	
	【担当】 学校教育課	
1-7	<b>健康相談事業</b>	充実
	◇ 医療制度改革に基づく「特定健康診査及び保健指導」のマニュアルに沿って、生活習慣改善の必要性に応じた保健指導の階層化を行い、行動変容に結びつく保健指導の充実を図る。	
	【担当】 健康推進課	
1-8	<b>成人保健訪問事業</b>	充実
	◇ 医療制度改革のもとでメタボリック関連項目を最優先し、生活習慣病対策の充実を図る。	
	【担当】 健康推進課	
1-9	<b>地域支援事業・介護予防事業</b>	充実
	◇ 65 歳以上対象で要介護状態になることを防止するために、地域支援事業・介護予防事業を行う（「介護保険事業計画」）。	
	【担当】 介護福祉課	

## 施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの問題はだれにも起こりうることから、地域における県の精神保健事業等と連携を図り、特にうつ病についての正しい知識を普及し、こころの病の予防と治療に向けた相談体制の整備を図ります。

1-10	<b>精神保健訪問事業</b>	継続
	◇ 精神疾患のある人の自宅を保健師等が訪問して、療養上の保健指導を行う。処遇困難な問題への対処や関係機関との連携などのため、精神保健福祉士等の確保を図る。	
	【担当】 健康推進課	
1-11	<b>こころの相談事業</b>	継続
	◇ ひきこもりや不登校、精神障害のある人の社会復帰上の諸問題（医療機関を受診しない、薬を服用しないなど）等に対して、精神科医による個別相談を行う。今後は、障害者の総合的な相談事業として組み入れるなど整理・統合を検討する。	
	■ 実施件数：延 17 件	
	【担当】 健康推進課	

## 1-12 うつ病等広報・啓発

継続

◇広報紙やインターネットの活用、各種の保健福祉事業の際にパンフレットを配布することなどを通して、うつ病の正しい知識の普及を図る。

【担当】 健康推進課・介護福祉課

## 1-13 スクールカウンセラー配置

継続

◇公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。

■スクールカウンセラー:小学校(1)人、中学校3人(平成 18.4.1 現在)

【担当】 学校教育課

## 施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

障害者自立支援法により、の自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、医療費公費負担制度の普及等難病患者の支援事業や高次脳機能障害を持つ人への相談・情報提供などの支援を行います。

また、老人保健事業や介護保険事業の充実を図り、茨城県の「地域リハビリテーション事業<sup>15</sup>」と連携していきます。

## 1-14 自立支援医療費の支給

継続

◇障害者自立支援法により、障害者等の心身の状況からみて自立支援医療を受ける必要がある人に、世帯の所得状況や治療状況を勘案して支給認定を行い、受給者証を交付する。また、障害者等が自立支援医療を受けた時は、自立支援医療費を支給する。

なお、自立支援医療には、更生医療、育成医療、精神通院医療の3つの種類がある。

【担当】 介護福祉課

## 1-15 重度障害者・児医療費助成事業

継続

◇重度の障害者(児)に対し、医療費の自己負担分について、補助する。(「那珂市医療福祉費支給に関する条例」)

■65歳未満:430件、65歳以上:551件

【担当】 国保年金課

## 1-16 特定疾病医療費助成

継続

◇腎臓疾患による人工透析、血友病、エイズの治療に対し医療費の一部を助成する。

<sup>15</sup>県地域リハビリテーション事業:高齢者や障害者の寝たきりを予防し、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、「地域リハビリテーション・ステーション」が中心となって、地元の病院や診療所、訪問看護ステーション、老人保健施設等関係機関との連携協力体制を確立し、県民の円滑な転院や安心できる在宅復帰、居宅での訪問リハビリなどを支援するネットワークづくりを推進する。

---

【担当】 国保年金課課

1-17 **高次脳機能障害を持つ人への支援**

新規

---

◇高次脳機能障害についての広報等による理解促進を図るとともに、この障害を持つ人に向けた相談・情報提供等の支援を行う。

【担当】 介護福祉課

1-18 **地域リハビリテーションの連携促進**

新規

---

◇県地域リハビリテーション事業との連携を促進し、当市の地域リハビリテーション体制の充実を図る。

【担当】 介護福祉課

## 基本目標2 地域生活支援の充実

「障害者アンケート」によれば、従来のホームヘルプサービス（居宅介護）、デイサービス、ショートステイ（短期入所）、いずれも今後の利用希望者の増加が見込まれます。支援費制度の対象であった在宅サービスは、施設サービスを含めて新設のサービスとともに、障害のある人の地域生活や就労を全般的に支援するサービス体系に再編・整備されています。

障害者自立支援法によるサービス体系は、自立支援給付の面から、主に、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、自立支援医療費、補装具費等に区分されます。このほか、地域生活支援事業には、法定必須事業とこれまで在宅福祉サービスとして実施していた各種の事業が位置づけられています。

今後は、障害基礎年金の支給や各種手当の支給など生活安定施策、地域生活支援対策の充実を図り、地域における総合的な自立支援システムの確立をめざすことが必要となっています。

### 目標

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの供給を確保し、障害者自立支援法による制度の円滑な運営を図ります。また、障害のある人の暮らしの基盤整備を推進し、地域生活を支援する新しい総合的な自立支援システムの確立をめざします。

施策の方向1 障害福祉サービス等の円滑な推進

施策の方向2 障害福祉サービス等の基盤整備

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

施策の方向4 在宅サービスの基盤整備

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

## 施策の方向1 障害福祉サービス等の円滑な推進

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、審査会の運営、障害程度区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。特に、サービス利用の窓口となる「相談支援事業」（地域生活支援事業）の充実を図り、地域自立支援協議会を設置します。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて利用者本位の立場に立って事業運営が行われるように、法令遵守の徹底を図ります。サービスの利用にあたっては、苦情処理制度や利用者負担軽減措置制度を周知します。

<b>2-1 審査会の運営</b>	継続
◇障害程度区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）や、支給要否決定の意見を述べるために「介護給付費等の支給に関する審査会」（以下、「審査会」）を設置し、運営する。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-2 障害程度区分の認定・サービス支給決定</b>	継続
◇当市においては、障害者自立支援法により、障害者からのサービス利用申請について、認定調査員の調査結果をもとに障害程度区分の一次判定を行い、さらに、「審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害程度区分の認定を行う。また、利用者の意向による利用計画に基づき、介護給付の支給決定（訓練等給付は暫定支給決定）を行う。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-3 地域自立支援協議会の運営</b>	新規
◇相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、関係機関のネットワークの中核機関として、地域自立支援協議会を設置、運営する。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-4 指定障害福祉サービス事業者等の質的向上</b>	充実
◇障害者自立支援法第42条、「指定事業者等」の責務の遵守を求める。特に、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業」を受審することなどを勧奨する。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-5 利用者保護促進事業</b>	継続
◇サービスの利用手続きやサービスの提供等に伴う利用者の苦情や意見について、引き続き、介護福祉課や健康推進課、社会福祉協議会等の窓口で対応するとともに、今後は、総合的な「相談支援事業」として、より充実した対応に努める。 また、障害認定区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」への審査請求、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」が処理するなど苦	

---

情処理の仕組みについての周知を図る。

【担当】 介護福祉課・健康推進課・社会福祉協議会

## 施策の方向2 障害福祉サービス等の基盤整備

自立支援給付は、①介護給付費（特例含む）、②訓練等給付費（特例含む）、③サービス利用計画作成費、④高額障害福祉サービス費、⑤特定障害者特別給付費（特例含む）、⑥自立支援医療費、⑦療養介護医療費、⑧基準該当療養介護医療費、⑨補装具費の支給とされており（法第6条）、これらのサービスの円滑な実施を図ります。なお、従来の「補装具の交付と修理事業」は、「補装具費の支給」となっています。

自立支援給付のうち、障害福祉サービス（介護給付及び訓練等給付）については、主に市内施設事業所等の新事業への円滑な移行を促進するとともに、サービス必要量（第3章 障害福祉計画）を確保供給できるように図ります。

---

### 2-6 自立支援給付(別表)

継続

◇障害者自立支援法に基づき、自立支援給付を行う。

また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、広報・周知を徹底する。

【担当】 介護福祉課

---

### 2-7 障害福祉サービスの供給確保

継続

◇介護給付・訓練等給付サービス必要量を確保・供給できるように、既存事業所の新規事業への円滑な移行を促進する。

【担当】 介護福祉課

＜自立支援給付の概要＞

区分	サービス名	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	<b>居宅介護</b>	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		<b>重度訪問介護</b>	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
		<b>行動援護</b>	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助をします。
		<b>重度障害者等包括支援</b>	常に介護が必要な人のなかでも介護が必要な程度が著しく高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
		<b>短期入所</b>	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
日中活動系サービス	介護給付	<b>生活介護</b>	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的な活動などの機会を提供します。
		<b>療養介護</b>	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
		<b>児童デイサービス</b>	障害児に、肢体不自由施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
	訓練等給付	<b>自立訓練</b>	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をします。(機能訓練と生活訓練があります。)
		<b>就労移行支援</b>	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
		<b>就労継続支援</b>	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をします。
居住系サービス	給付 訓練等	<b>共同生活援助</b>	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活上の援助をします。
		介護給付	<b>共同生活介護</b>
			<b>施設入所支援</b>
<b>補装具費の支給</b>		義肢、装具、車いす等の補装具の購入・修理に要した費用を支給します。	

◎訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービス。

◎日中活動系サービス：入所施設等で昼間の活動を支援するサービス。

◎居住系サービス：入所施設等で住まいの場におけるサービス。

## 施策の方向3 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者自立支援法において、自立支援給付とともに、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する自立支援システムの一翼を担う事業として位置づけられており、5種類の法定必須事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業）及び市町村の任意事業に区分されます。

当市においては法定必須事業の充実を図るとともに、任意事業については従来から実施していた事業を基本にして地域生活を支援する視点から事業の充実を図ります。

<b>2-8 相談支援事業(法定事業①)</b>	新規
◇障害者、障害者の介護者、障害児の保護者等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービス利用計画の作成、サービス事業所等との連絡調整などを総合的に行う。 また、障害者の虐待防止や権利擁護のための相談事業(成年後見制度利用支援事業)を行う。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-9 コミュニケーション支援事業(法定事業②)</b>	新規
◇聴覚、言語機能、音声機能等の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣等によりコミュニケーション支援を行う。また、文字による情報入手が困難な人に、点訳・音訳等により、広報や生活情報等を定期的に提供する。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-10 日常生活用具給付等事業(法定事業③)</b>	継続
◇介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居宅生活動作補助用具などの給付を行う。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-11 移動支援事業(法定事業④)</b>	継続
◇障害者等が円滑に外出することができるよう移動支援を行う。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-12 地域活動支援センター事業(法定事業⑤)</b>	継続
◇障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う。 ■市営事業所(Ⅱ型) 1か所 広域利用事業所(Ⅰ型) 2か所(主に精神障害者) 【担当】 介護福祉課	

2-13 難病患者等支援事業	継続
◇介護保険制度及び他の障害者施策には該当せず、サービスを受けられない人に対し、訪問介護、短期入所、日常生活用具の給付のサービスを行う。(「難病患者等ホームヘルプサービス事業実施要項」等)	
■平成17年度からの事業で、17年度は日常生活用具で1名の利用者	
【担当】 介護福祉課	
2-14 訪問入浴サービス事業	継続
◇重度の身体障害者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行う。	
【担当】 介護福祉課	
2-15 奉仕員養成研修事業	新規
◇手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。	
【担当】 介護福祉課・社会福祉協議会	
2-16 自動車運転免許取得・改造助成事業	継続
◇身体障害者の自動車免許取得費用や自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加の支援をする。	
■実施:2件	
【担当】 介護福祉課	
2-17 日中一時支援事業	継続
◇障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び日常介護している家族の一時的な休息を確保し、負担軽減を図る。(従来の障害児タイムケアの拡充)	
【担当】 介護福祉課	
2-18 知的障害者職親委託事業	継続
◇知的障害者を事業経営者等(職親)に一定期間預けて、生活指導、技能習得訓練等を行う。	
【担当】 介護福祉課	

## 施策の方向4 在宅サービスの基盤整備

地域において障害のある人を支えるための事業として、これまで、サービス提供の基礎となる障害者手帳の交付や相談員事業、マンパワーの確保、介護保険サービスとの調整事務、サービス拠点としての総合保健福祉センターの運営事業や各種の障害者関連高齢福祉事業などを実施してきており、今後も、こうした事業の充実を図ります。

また、地域において障害のある人が快適で安全な生活をおくるためには、住みやすい住宅の確保が不可欠です。今後は、障害福祉サービス・居住支援事業の充実、地域生活支援事業・住宅リフォーム事業などの総合的連携を図り、地域での生活を支援する住宅対策を推進していきます。

<b>2-19 障害者手帳の交付</b>	継続
◇身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行う。	
【担当】 介護福祉課	
<b>2-20 タクシー利用助成事業</b>	充実
◇重度の障害者(身体・知的・精神)に対し、「タクシー券」を交付する。	
■対象人数:58人(平成18年4月～9月)	
【担当】 介護福祉課	
<b>2-21 福祉有償運送運営協議会設置事業</b>	継続
◇福祉有償運送について、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等関係機関・団体等による協議会を設置・運営する。	
【担当】 介護福祉課	
<b>2-22 障害者相談員事業</b>	継続
◇身体障害者や知的障害者について熱意のある民間の協力者により、障害者等や家族等からの相談、関係機関等の連絡調整などを行う。	
■身体障害者相談員:4人、知的障害者相談員:1人	
【担当】 介護福祉課	
<b>2-23 地域ケアシステム推進事業</b>	継続
◇在宅の障害者に対して各種サービスを提供するためひとり一人にケアチームを組織し、地域全体でサポートする。 <u>(各種法定サービスの充実により、対象者が曖昧になるなどの課題がある。)</u>	
■チーム数:全体73チーム、内障害者21チーム	
【担当】 社会福祉課・社会福祉協議会	

2-24 地域福祉権利擁護事業	充実
◇認知症高齢者や障害者が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援する。利用者は増加傾向にあり、今後事業の拡充の必要性がある。	
■実施件数:	
【担当】 社会福祉協議会(東海村社会福祉協議会が基幹)	
2-25 住宅リフォーム事業	継続
◇住宅内外における移動を容易にするための設備等の整備又は工事に対し助成する。	
■実施:5件	
【担当】 介護福祉課	
2-26 配食サービス事業	継続
◇食事作りが困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障害者に食事を提供し、食生活の安定と健康維持を図るとともに、安否の確認、孤独感の解消を目的とする。申請時において、利用希望者の食生活の状況を調べたのち決定している。	
■対象実人員:163人(全体)	
【担当】 介護福祉課	
2-27 はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業	継続
◇70歳以上の高齢者及び身体障害者に対し、はり・きゅう・マッサージ施術に係る費用の一部を助成し、健康保持と心身の安定を図る。高齢化に伴い対象者は増えているが、申請者は横這いの現状にあり、今後、事業のPRが必要となっている。	
■対象実人員:244人(全体)	
【担当】 介護福祉課	
2-28 紙おむつ等購入費助成事業	継続
◇在宅で、常時紙おむつ等の介護用品を使用している概ね65歳以上の寝たきり又は認知症の高齢者や重度の身体障害者に、紙おむつ等の購入費用の一部を助成することにより、介護にあたる家族の精神的及び経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。平成17年度からクーポン券による助成方法を開始。	
■対象実人員:171人(全体)	
【担当】 介護福祉課	
2-29 心配ごと相談事業	継続
◇住民の「よろず相談窓口」的的事业。今後は、より市民に身近な窓口とするため移動相談を実施することを検討する。	
【担当】 社会福祉協議会	
2-30 障害者対象公営住宅の整備	継続
◇市内の障害者対応の公営住宅の維持・管理を図る。なお、次の住宅についてはバリアフリー対応住宅としている。(鴻巣住宅一段差無し・手すり設置、静住宅一手すり設置)	
■障害者対応住宅:2戸(さぎ内) *全公営住宅数342戸	

【担当】 都市計画課

2-31 専門職マンパワーの確保

新規

◇保健事業や地域生活支援事業等を効果的に実施するために、精神保健福祉士や社会福祉士等のマンパワーの確保を図る。

【担当】 介護福祉課・健康推進課

## 施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後とも、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援します。

2-32 障害基礎年金の支給

継続

◇国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている方が60歳から65歳になるまでに障害者になったとき、または20歳前に障害者になったときに支給する。

■受給者:755人

【担当】 国保年金課

2-33 特別障害給付金の支給

継続

◇国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金を受給していない障害者に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮して支給する。

○受給者数:2人

【担当】 国保年金課

2-34 特別児童扶養手当

継続

◇心身に障害のある20歳未満の児童を扶養している保護者に手当を支給する。

■受給者:76人

【担当】 介護福祉課

2-35 特別障害者手当

継続

◇在宅の重度の心身障害者に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給する。

■受給者:32人

【担当】 介護福祉課

2-36 障害児福祉手当	継続
<p>◇在宅の重度の障害児に対し、経済的負担軽減のために手当を支給する。          ■受給者:16人          【担当】 介護福祉課</p>	
2-37 経過的福祉手当	継続
<p>◇改正法施行日の前日(昭和61年3月31日)において福祉手当の受給資格を持つ20歳以上の人で、特別障害者手当支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金を支給されない人に支給する。          ■受給者:3人          【担当】 介護福祉課</p>	
2-38 在宅心身障害者児福祉手当	継続
<p>◇在宅の重度の障害者・児を介護している人に手当を支給する。          ■受給者:129人          【担当】 介護福祉課</p>	
2-39 心身障害者扶養共済制度事業	継続
<p>◇障害者の保護者が加入し、加入者死亡の際、1口 月額2万円の共済年金が支給される。          ■加入者数:25人、年金受給者数:11人(平成18年10月)          【担当】 介護福祉課</p>	
2-40 外国人高齢者及び重度身体障害者福祉手当支給	継続
<p>◇市内に居住する外国人高齢者及び外国人重度障害者に対し、福祉手当(1月あたり5,000円)を支給して福祉の増進を図る。          ■受給者:3人          【担当】 介護福祉課</p>	
2-41 生活福祉資金の貸付	継続
<p>◇低所得者、障害者又は高齢者に対し資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲を助長する。(県社協の委託事業。未返還金が多い。)          【担当】 社会福祉協議会</p>	
2-42 税や各種割引・減免制度の周知	継続
<p>◇障害の程度により、自動車税(窓口＝県税事務所)住民税・軽自動車税(窓口＝税務課)等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知を図る。          【担当】 介護福祉課</p>	

## 基本目標3 教育・育成の推進

「障害者アンケート」によれば、18歳未満では、保育所・幼稚園へ通園する子が17.5%、小学校・中学校・高校へ通学する子が37.5%、特別支援学校へ通学する子が40.0%となっています。このほか自宅にいる子は5.0%です。

こうした障害のある子の年齢に対応したきめ細かな育成支援及び特別支援教育に加えて、新たに発達障害児についての支援方策の充実、学校施設のバリアフリー化など教育環境の整備が求められます。特に、「特殊学級」の「特別支援学級」への転換、盲・聾・養護学校の「特別支援学校」への移行など特別支援教育の改革が図られており、障害のある子の教育の地域における連携支援が強化<sup>16</sup>されています。

また、特に障害のある子の教育期間修了後の対策として、一般企業への就職促進・職業開拓などの働く場の確保とともに、働く意欲に応えられる雇用・就労対策の充実が求められています。

### 目標

すべての障害のある子の乳幼児期から教育期間修了後の就労対策に至るまで保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携した総合的な支援ネットワークの構築をめざします。特に発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるような相談体制及び支援体制の整備を図ります。

施策の方向1 障害児の育成支援

施策の方向2 特別支援教育の推進

---

<sup>16</sup> 学校教育法第71条の3:特別支援学校は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて教育上特別の支援を必要とする児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるもの」と規定。

## 施策の方向1 障害児の育成支援

障害のある子に対しては、乳幼児健診等による早期発見に努め、できるだけ早期のうち、特に乳幼児期に障害に対応した適切な治療と生活指導訓練を行うことができるように、障害児保育や地域の療育体制の整備を図ります。

また、療育や就学、各種の福祉サービス等の活用に向けて、個別の継続的総合的な支援計画の作成等障害のある子を対象とする療育・教育機関と連携した特別な相談体制の整備を図ります。

<b>3-1 重度障害児通園費補助事業</b>	継続
◇措置の児童通所施設に対し、本市から利用している者の人数に応じ通園の送迎に係る費用の一部を補助する。 ■対象人数:4人 【担当】 介護福祉課	
<b>3-2 障害児保育</b>	継続
◇保護者による送迎及び健常児との集団保育が可能な保育に欠ける障害児に保育を実施する。 ■対象児:7人 【担当】 社会福祉課	
<b>3-3 家庭児童相談事業</b>	継続
◇家庭相談員を配置し、不登校、生活習慣、発達・言葉の遅れ、非行など子どもの養育に関することについて相談・指導等を行う。 【担当】 社会福祉課	
<b>3-4 就学児健康診査(再掲)</b>	継続
◇ 小学校入学見込の児童に対し、健康診査を実施する。障害の早期発見を図る。 【担当】 学校教育課	
<b>3-5 就学指導の実施</b>	継続
◇那珂市障害児就学指導委員会の設置により、障害のある児童及び生徒に対し適正な就学指導を実施する。 【担当】 学校教育課	
<b>3-6 障害児支援体制の構築</b>	新規
◇発達障害児を含む障害児のライフステージに対応して、早期発見・療育・教育・生活・就労等を総合的に支援する関係機関等の連携体制を構築する。 【担当】 介護福祉課・健康推進課・学校教育課	

◇家庭内の児童虐待、ネグレクト等の発見に努め、又、その相談に応じる。重篤な問題があるケースについては、児童相談所と協議しネットワーク会議を開催して、問題の解決に努める。

【担当】 社会福祉課

## 施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校等との連携により、小中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある子についての理解を深める研修や交流会の実施を図ります。また、発達障害のある子を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級の充実、障害児学習指導員の配置の実施を図るなど特別支援教育を推進します。

障害のある子が支障なく学校生活をおくれるように学校施設のバリアフリー化<sup>17</sup>を促進します。

また、障害のある子の社会性や豊かな人間性を育成し、地域の人々や子どもたちの障害のある子に対する理解を広めるために、地域における自然体験活動等の実施、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加を通して地域の住民・小中学校の児童生徒等との交流活動を行います。

### 3-8 特別支援教育コーディネーターの配置

◇各校の職員の中から1～2名の特別支援教育コーディネーターを配置し、小学校・中学校における特別支援教育の推進・充実を図る。

■特別支援教育コーディネーター:小学校11人、中学校5人(平成18.4.1現在)

【担当】 学校教育課

### 3-9 障害児学習指導員の配置

◇障害のある児童・生徒の在籍する学級に、学習指導のための非常勤講師を配置し、児童一人ひとりの能力や適性に応じたきめ細かな指導を行う。

■現在5小学校に非常勤講師が配置されている(平成18.4.1現在)。

【担当】 学校教育課

<sup>17</sup> 学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月文部科学省):新規建設の場合には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めること、また、既存施設においても同様に段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要としています。

### 1-13 スクールカウンセラー配置(再掲)

継続

◇公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図る。

■スクールカウンセラー:小学校(1)人、中学校3人(平成 18.4.1 現在)

【担当】 学校教育課

### 3-10 通級指導の実施

継続

◇小学校、中学校の通常の学級に在籍する軽度の障害児に対して、各教科などの指導は通常の学級で行いながら、障害に応じた特別の指導を通級指導教室で行う。

■小学校:2学級、計16人(H18.5.1 現在)

【担当】 学校教育課

### 3-11 特別支援学級

継続

◇小・中学校に知的障害、情緒障害、言語障害の特別支援学級を設置し、障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行う。

■小学校:9学級、計33人数、中学校:5学級、計16人(H18.5.1 現在)

【担当】 学校教育課

### 3-12 教職員等研修の実施

継続

◇発達障害児への支援、障害児の普通学級への就学などが増加している現状から、一般教職員の障害児に対する理解を深めるための交流と研修の機会を設定する。

【担当】 学校教育課

### 3-13 福祉教育・交流教育の実施

継続

◇「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動など地域の体験学習の機会を提供し、「福祉のこころ」を育成する。また、特別支援学校生徒との交流教育を実施する。

【担当】 学校教育課

### 3-14 学校施設のバリアフリー化

充実

◇障害児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を推進する。

■小学校:スロープ5校、障害者用トイレ2校、エレベーター1校

中学校:スロープ3校、障害者用トイレ1校、エレベーター1校

【担当】 学校教育課

## 基本目標4 雇用・就労の支援

「障害者アンケート」によると、働きたい人の要望は「障害にあった仕事」、「生活が自立できるだけの収入」、「仕事の指導」、「訓練の場」など障害の種類や年齢により、多様です。

こうした障害のある人の働くことについてのニーズに対応して雇用・就労の場を増やすことや、障害の状況に応じて必要な訓練や指導の充実が求められます。特に障害のある子では学校教育修了後の就労の場の確保が、社会参加につながる重要な機会になります。一方、働きざかりの年代で疾病や事故により障害を持つことになった人では、社会復帰に向けた保健・医療・福祉施策とともに、特に職業リハビリテーションの充実が重要といえます。

障害者雇用促進法改正による雇用率制度の改訂（精神障害のある人を雇用率算定対象とする）や障害者雇用主への助成措置の拡充、障害者自立支援法による職業リハビリテーション（就労移行支援事業、就労継続支援事業）などの制度改革を活用して、総合的な地域就労支援対策の充実を図ることが必要となっています。

### 目標

障害のある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションや雇用と福祉施策の連携の強化、福祉的就労の場から雇用への移行促進、雇用・就労の場の確保対策の推進など、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターとの連携により、職業を通じての自立と社会参加を促進します。

施策の方向1 雇用・就労の場の拡大

施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

## 施策の方向1 雇用・就労の場の拡大

公共職業安定所との連携により障害者雇用促進法の改訂内容の雇用主への普及・啓発を行うとともに、地域における学校・企業・関係機関等による連携の強化により、障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。特に在宅で仕事を希望する障害のある人に対しては在宅就業障害者支援制度<sup>18</sup>の活用を図ります。

### 4-1 雇用促進対策の普及・啓発・広報

継続

◇「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、市内の事業所に対し、公共職業安定所と連携して障害者雇用制度の趣旨の普及・啓発・広報を行う。

【担当】 介護福祉課・経済課

### 4-2 在宅就業障害者支援制度の活用促進

新規

◇「在宅就業障害者支援制度」により、在宅でITなどを活用して就業する障害者や就業希望者に対して、ホームページ等で技術支援情報等の提供、就業登録等の広報などを行い、支援する。また、市内の関連事業所に対して、同制度の活用の周知を図る。

【担当】 介護福祉課

### 4-3 福祉的就労の場ネットワークの構築

新規

◇市内の主に公共施設・公共機関等における福祉的就労の場の拡大に向けた関係機関等のネットワークを構築する。

【担当】 介護福祉課

<sup>18</sup> 在宅就業障害者支援制度：在宅で就業する障害者に仕事を発注する事業主を障害者雇用納付金制度で助成。

## 施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

一般雇用が困難な障害のある人の場合は自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。一方、福祉施設退所や特別支援学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまで公共職業安定所のトライアル雇用やジョブコーチ支援事業、県の知的障害者職親委託事業などの雇用施策と連携を図り、効果的な支援を実施します。

<b>4-4 障害福祉サービス・就労支援事業等の確保</b>	新規
◇障害福祉サービスの就労移行支援事業、就労継続支援事業の確保、定着を図り、就労を支援する。 【担当】 介護福祉課	
<b>4-5 障害者試行(トライアル)雇用事業の促進</b>	充実
◇短期で障害者の試行雇用(トライアル雇用)を行い、一般雇用への移行を目指す事業を、公共職業安定所と連携して促進する。 【担当】 介護福祉課	
<b>4-6 職場適用援助者(ジョブコーチ)支援事業の促進</b>	充実
◇知的障害または精神障害のある人の職場適応を容易にするために、職場にジョブコーチを派遣する事業を公共職業安定所と連携して促進する。 【担当】 介護福祉課	
<b>2-18 知的障害者職親委託事業(再掲)</b>	継続
◇知的障害者を事業経営者等(職親)に一定期間預けて、生活指導、技能習得訓練等を行う。 【担当】 介護福祉課	

## 基本目標5 社会参加の促進

共生社会においては、障害の有無にかかわらず地域社会の誰もが、自己選択・自己決定のもとで対等にあらゆる活動に参加、参画することが期待されます。そのうち、地域活動や社会奉仕活動、趣味・娯楽など文化・スポーツ・レクリエーションに関わる活動などは、生きがいや楽しみのある生活を向上させる重要な社会参加活動の一環といえます。

障害者アンケートによると、これから実施したい活動として、「旅行」や「コンサート・芸術鑑賞」、「スポーツ教室」、「障害者団体の活動」などの社会参加活動が上位にあげられており、こうした多様な活動の振興を図ることが求められます。

また、社会参加を促進する環境整備の一環として、広報をはじめ福祉サービスや生活に関わる地域社会の情報提供、コミュニケーション等の支援が必要とされるとともに、選挙における投票活動を促進する制度の啓発なども重要な課題となっています。

### 目標

文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、障害のある人の生きがいや楽しみのある生活を豊かにする施策を推進します。

また、障害のある人の地域社会への参加を促進する基礎として、総合的に地域社会の情報提供を行うとともに、コミュニケーション等の支援、選挙における投票活動の促進を図ります。

施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

施策の方向3 選挙における投票活動の促進

## 施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

スポーツ・レクリエーション活動については、障害のある人の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動として位置づけ、今後、一層の振興を図ります。

障害のある人の行う各種の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援し、振興を図るとともに、県や全国大会等の催し物などへの参加を促進します。特に障害のある人の参加促進の視点からコミュニケーション支援体制や会場配置の配慮等の標準化を図るために「配慮指針」を策定します。

<b>5-1</b>	<b>スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</b>	新規
◇障害者の体力増強、交流、余暇に資すること、また、障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室等を開催する。		
【担当】 介護福祉課・生涯学習課		
<b>5-2</b>	<b>スポーツ大会等への参加促進</b>	継続
◇毎年10月中旬に開催される「茨城県身体障害者スポーツ大会」への参加を促進する。		
参加種目: ボールスロー、砲丸投げ、卓球、音源競争等。		
課題: 団体の構成員が高齢化しているため、年々参加者が減っている。		
■県身体障害者スポーツ大会: 5人		
【担当】 介護福祉課		
<b>5-3</b>	<b>芸術・文化講座開催等事業</b>	充実
◇障害者も参加できるような作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。		
【担当】 介護福祉課・生涯学習課		
<b>5-4</b>	<b>文化・スポーツ活動配慮指針策定</b>	新規
◇市主催の文化講演会等の文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等におけるボランティアの配置など、障害者の参加を促進するために、実施の際の標準的な配慮指針を策定する。		
【担当】 介護福祉課・生涯学習課		
<b>5-5</b>	<b>障害者対象の図書等の拡充</b>	充実
◇市立図書館等における障害者対象の図書等を計画的に拡充するとともに、対面朗読ボランティア等の育成、図書自動読み上げ機の活用を図る。		
■平成18年度那珂市立図書館蔵書: 点字図書7冊		
【担当】 生涯学習課		

**5-6 障害者の参加する生涯学習事業**

充実

◇「ふるさと教室」、「どっきん土曜日開放講座」の開設などを通して、障害者の参加を促進する事業を実施するとともに、特別支援学校等市内通学児への呼びかけを行う。

【担当】 生涯学習課

**5-7 障害者交流事業**

継続

◇年1回お知らせ版により参加者を募集して開催。日帰り旅行を実施することにより障害者の交流及びボランティアとの交流を図る。

課題:参加者が固定化してきている。

■参加者:85人

【担当】 介護福祉課

**施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実**

障害のある人への地域社会の総合的な情報提供を保障するための一環として、電子自治体推進指針<sup>19</sup>によりホームページのバリアフリー化を推進するとともに、地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業を行います。

特に、「情報保障」の満足度向上に向けて、障害福祉サービスをはじめ、当「障害者プラン」に関わる保健医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど各分野にわたる事業・制度等の「情報総合化」に努め、市ホームページにおいて特別な障害者サイトの構築を図ります。

**2-9 コミュニケーション支援事業(法定事業②)(再掲)**

新規

◇聴覚、言語機能、音声機能等の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者、要約筆記者の派遣等によりコミュニケーション支援を行う。また、文字による情報入手が困難な人に、点訳・音訳等により、広報や生活情報等を定期的に提供する。

【担当】 介護福祉課

**2-15 奉仕員養成研修事業(再掲)**

新規

◇手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

【担当】 介護福祉課・社会福祉協議会

<sup>19</sup> 電子自治体推進指針(平成15年総務省):高齢者、障害者、外国人等のための情報バリアフリー環境への配慮。

## 5-8 ホームページのバリアフリー化の推進

新規

◇障害者向け情報提供のツールとして充実を図るため、ホームページのバリアフリー化を推進する。

【担当】 企画課

## 5-9 障害者サイトの構築

新規

◇各種・各方面に分散している障害者向けの「情報総合化」を推進するとともに、市ホームページに専用の障害者サイトを構築する。

【担当】 介護福祉課・企画課

## 施策の方向3 選挙における投票活動の促進

国政選挙における障害のある人の投票活動への配慮に準拠して、各級選挙においても選挙情報の提供、投票会場のバリアフリー化を推進します。また、公職選挙法による郵便等投票制度<sup>20</sup>の周知・啓発を図ります。

## 5-10 選挙情報の提供

新規

◇選挙公報等について「声の公報」や「点字公報」発行等、ボランティアなどの活用も含めて調査・検討する。

【担当】 総務課・介護福祉課

## 5-11 郵便等投票制度の周知・啓発

継続

◇投票所に行くことができない障害者等が自宅にて投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度の周知・啓発を図る。

■利用者数:6人

【担当】 総務課・介護福祉課

## 5-12 投票会場のバリアフリー化

充実

◇障害者ばかりでなく選挙人のためにもスロープを取り付けるなどバリアフリー化を図る。

■投票会場のスロープ設置:9箇所(平成18年9月衆議院選挙)

【担当】 総務課

<sup>20</sup> 郵便等による不在者投票制度の改正(平成16年3月1日施行):郵便等による不在者投票の対象者が拡大されるとともに、「代理記載制度」が新たに創設。

## 基本目標6 住みよいまちづくり

障害者アンケートによると、近所の人々の障害者への「理解度<sup>21</sup>」は64.8%、また、障害者にとって当市の「住みよさ度<sup>22</sup>」は65.0%となっており、「理解度」が高いとする人ほど、「住みよさ度」が高い評価となっています。障害者にとって住みよいまちづくりをすすめるためには、市民の障害者の理解についての啓発・広報が重要であることとともに、心のバリアフリーの推進が課題であることを示しています。

これまで当市において、建物については「ハートビル法」、交通・移動環境については「交通バリアフリー法」などの諸法令及び県の「人にやさしいまちづくり条例」により公共施設や道路公園等のバリアフリー化を推進してきましたが、今後は、民間施設等も含めてバリアフリーのまちづくりを一層推進することが求められます。

また、災害時に「ひとりで避難できないと思う」人は43.5%となっており、避難対策の充実を含めた地域支援体制の整備が課題となっています。

### 目標

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザイン<sup>23</sup>の視点から、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、ボランティア活動や交流活動等の振興により地域の支援体制の整備を図ります。

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

施策の方向3 地域支援体制の整備

施策の方向4 障害者についての理解の促進

---

<sup>21</sup> 理解度:「理解がある」と「どちらかといえば理解がある」の合計。

<sup>22</sup> 住みよさ度:「住みよい」と「どちらかといえば、住みよい」の合計。

<sup>23</sup>ユニバーサルデザイン:「あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。」(障害者基本計画)

## 施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活・移動環境の総点検を実施し、「福祉ガイドマップの作成」等により、障害のある人を含めてバリアフリー化等の情報提供を充実します。また、こうした点検活動を基礎に、「ユニバーサルデザイン政策大綱<sup>24</sup>」に基づいて、バリアフリーのまちづくりを段階的・計画的に推進します。

障害のある人を含むすべての人が安全に安心して歩くことができるように、バリアフリー対応型の信号機の設置等道路・歩道環境の整備、交通安全対策の推進を図ります。

---

### 6-1 生活・移動環境のバリアフリー総点検活動の実施 新規

---

◇市内の人の多く集まる施設や商業地、公園、道路、駅など、生活と移動に関わる環境について、継続的にバリアフリーの総点検活動を実施する。

なお、茨城県の「ひとにやさしいまちづくり条例」(H8)に基づき、公共施設、病院、スーパー等不特定多数の人が集まる施設に関しては設置基準があるため、H8以降については建築確認等の際チェックすることにより整備されている。

【担当】 介護福祉課

---

### 6-2 福祉ガイドマップの作成 新規

---

◇「バリアフリー総点検活動」の結果や、各種障害者に関わる情報を整理し、「福祉ガイドマップ」を作成する。

【担当】 介護福祉課

---

### 6-3 公共的施設のバリアフリー化 充実

---

◇市の公共施設のバリアフリー化状況を点検し、計画的に未整備箇所のバリアフリー化推進を図る。

■現状:別掲

【担当】 介護福祉課・都市計画課・生涯学習課・市街地整備課

---

### 6-4 道路・交通安全対策の推進 継続

---

◇道路の歩道・車道の分離・段差解消、誘導ブロック敷設、障害者用信号機の設置要請など障害者の移動環境の整備、安全対策を推進する。

【担当】 道路整備課

---

<sup>24</sup> ユニバーサルデザイン政策大綱:平成17年7月国土交通省

◇市民の公共施設の利用促進のため、市内 14 コースを設定し、月曜から金曜日まで福祉循環バスを運行している。

【担当】 社会福祉課

### ＜市内公共施設のバリアフリー化状況＞

施設名	車場 障害者用駐	イ レ 障 害 者 用 ト	障 害 者 用 ト	点 字 ブ ロ ック 等	ス ロ ー プ	エ レ ベ ー タ ー	障 害 者 対 応 住 宅	担 当 課
公園(数字は設置公園数) 都市公園 4箇所 その他公園5箇所	1		3	1	3			道路整備課
市役所本庁舎	○ (設置有)		○	○	○	○		財政課
瓜連支所	○		○	○	○			財政課
図書館	○		○	○	○	○		生涯学習課
中央公民館	○		○	○	○	○		生涯学習課
保健センターひだまり	○		○	○	○	○		健康推進課
総合センターらぼーる	○		○	○	○	○		生涯学習課
コミュニティセンター(よしの、よこぼり、)等	○		○	○	○			生涯学習課
学校施設・小学校 (数字は設置学校数)			2		5	1		学校教育課
学校施設・中学校 (数字は設置学校数)			1		3	1		学校教育課
公営住宅 (数字は対応棟数)							2	都市計画課

## 施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」により、避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど障害のある人を含む災害時要援護者<sup>25</sup>避難対策を推進するとともに、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン<sup>26</sup>」に基づき、「避難支援プラン」を策定します。

また、障害のある人が消費者犯罪等を含めた各種の犯罪にあわないように関係機関等と連携し、防犯対策の充実を図ります。

<b>6-6 地域防災計画の推進</b>	充実
◇「地域防災計画」により、災害時の障害者支援対策を推進するとともに、障害者への避難場所の周知や防災避難訓練の参加の促進を図る。	
【担当】 生活安全課	
<b>6-7 災害時要援護者「避難支援プラン」の策定</b>	新規
◇「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「地域防災計画」を踏まえて「避難支援プラン」を策定する。	
【担当】 介護福祉課・生活安全課	
<b>6-8 緊急時情報配信サービス</b>	新規
◇平成 19 年3月でNTTが「身体障害者災害等情報配信装置貸与サービス」を廃止してしまうため、これに変わる緊急時情報配信サービスを調査・検討する。	
【担当】 介護福祉課・生活安全課	
<b>6-9 防犯対策の推進</b>	充実
◇「茨城県消費生活センター」と連携して、障害者等が不当な消費者犯罪などにまきこまれないように広報・啓発を行う。	
【担当】 介護福祉課・生活安全課	

<sup>25</sup> 災害時要援護者：高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で災害時に安全に避難することが困難な人。

<sup>26</sup> 災害時要援護者の避難支援ガイドライン：平成 18 年 3 月災害時要援護者の避難対策に関する検討会

## 施策の方向3 地域支援体制の整備

障害のある人の福祉施策の推進にあたり、地域ケアシステムや在宅福祉サービスセンターの活動、ボランティアセンターの運営など重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。また、障害者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、障害のある人の地域支援体制の充実を図ります。

---

### 6-10 社会福祉協議会との連携 充実

◇地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興など地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化する。

【担当】 社会福祉課・介護福祉課

---

### 2-23 地域ケアシステム推進事業(再掲) 継続

◇在宅の障害者に対して各種サービスを提供するためひとり一人にケアチームを組織し、地域全体でサポートする。各種法定サービスの充実により、対象者が曖昧になるなどの課題があり、今後、事業継続の有無を検討する。

■チーム数:全体 73 チーム、内障害者 21 チーム

【担当】 社会福祉協議会

---

### 6-11 ボランティア活動の振興 充実

◇「ボランティアセンター」の活動を踏まえて、「障害者プラン」の各分野にわたる連携を推進する中で多様なボランティア活動の振興を図る。

【担当】 社会福祉課・介護福祉課・社会福祉協議会

---

### 6-12 障害者団体等活動支援 継続

◇障害者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き支援する。

【担当】 介護福祉課

## 施策の方向4 障害のある人についての理解の促進

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における国・県等の各種の催し物等との連携をはじめ、広報やホームページ等を活用して障害のある人についての理解を促進するために啓発・広報を推進します。

また、子どものうちから共生社会の心を育むために、学校教育における福祉交流教育や福祉体験活動の機会を設定するなどの生涯学習を推進します。

### 3-13 福祉教育・交流教育の実施(再掲)

継続

---

◇「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動など地域の体験学習の機会を提供し、「福祉のこころ」を育成する。また、養護学校生徒との交流教育を実施する。

【担当】 学校教育課

### 6-13 障害者理解についての啓発・広報の推進

充実

---

◇障害者週間(12月3日から9日まで)の周知とともに、市広報・ホームページ等により日常的に障害者理解のための広報・啓発を推進する。

また、障害者週間においては、障害者理解のための行事を実施するように図る。

【担当】 介護福祉課



# 第3章 障害福祉サービス 等の見込量

# 第1節 障害福祉サービス等の考え方

## 1 厚生労働大臣「基本指針」の内容について

「基本指針」は、「障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的な事項」として、下記に掲げる3項目の「配慮事項」、5項目の「基本的な考え方」を示しており、こうした理念を踏まえた障害福祉計画の策定を求めています。

### (1) 3項目の「配慮事項」

- 1 障害者等（障害者・児）の自己決定と自己選択の尊重
- 2 実施主体の市町村への三障害に係る制度の一元化
- 3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービスの基盤の整備

### (2) 5項目の「基本的な考え方」

- 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障
- 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障
- 3 グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進
- 5 地域自立支援協議会等のネットワークによる相談支援体制の構築

## 2 サービス量の見込みにあたって

「基本指針」は、障害福祉サービス量の見込みにあたって、次の3項目をもとに、平成23年度を目標年度とした数値目標を設定することとしています。

- (1) 現在入所者数の1割以上が地域生活への移行をめざし、目標年度末時点での入所者数を現時点の入所者数から7%以上削減する。
- (2) 平成24年度までに「退院可能精神障害者」の解消をめざす。（地域での住居等条件が整備されれば退院可能とされる人で、全国では約7万人と推計される）
- (3) 平成23年度中に障害者施設から一般就労へ移行する人を現在の4倍以上とし、これにあわせて、現在の障害者施設利用者の2割が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援利用者の3割はA型（雇用契約を結ぶ型）をめざす。

## 第2節 障害福祉サービス量等の見込み

(以下の見込量については暫定値であり、今後の検討により変更があります。)

### 1 施設入所者の地域生活への移行数の見込み

厚生労働大臣「基本指針」を踏まえて、厚生労働省の「サービス見込量推計ワークシート」により、現在の障害者施設入所者、退院可能精神障害者の平成 23 年度での地域生活への移行数を次のとおり、見込みます。

#### (1) 障害者施設入所者の地域生活への移行

項目	数値目標	考え方
現入所者数 A	81 人	平成 18 年 6 月末
目標年度入所者数 B	72 人	平成 23 年度末入所者数
目標値 (移行見込 A-B)	9 人 (11.1%)	差し引き移行見込み数

平成 18 年 6 月末現在、施設入所者数は合計 81 人です。平成 23 年度末までに、9 人 (11.1%) が地域生活へ移行し、入所者数は 72 人と見込みます。

#### (2) 入院中精神障害者の地域生活への移行

項目	数値目標	考え方
退院可能精神障害者数	26 人	平成 17 年 10 月 1 日現在
目標値 移行見込	19 人 (73.1%)	平成 23 年度末までの移行目標数

平成 17 年 10 月 1 日現在、退院可能精神障害者数は 26 人です (茨城県調べ)。平成 23 年度末までに、19 人 (73.1%) が地域生活へ移行するものと見込みます。

#### (3) 障害者施設から一般就労への移行

項目	数値目標	考え方
目標値 一般就労移行見込	5 人	平成 23 年度末までに施設を退所して一般就労する人の見込数

平成 23 年度末までに、障害者施設を退所して一般就労する人を 5 人と見込みます。

表 3-1 居住系サービス利用者の見込み

	施設入 所支援	訓練系 入所	非雇用 入所 その他	小 計 (施設 系)	グルー プ ホーム・ケ アホーム	福祉 ホーム 一般住 居	合 計
	<平成18年6月の居住 系利用者>A	—	—	—	81	5	2
①Aの平成23年度で のサービス利用者	44	16	12	72	10	6	88
②平成23年度までの 新規利用者	0	0	0	0	0	0	0
③入所施設からの地 域移行数(再掲)	0	0	0	0	5	4	9
④退院可能な精神障 害者	0	2	5	7	9	10	26
計(①～②、④)	44	18	17	79	19	16	114

注:厚生労働省ワークシートによる推計

「平成18年6月の居住系利用者」A（身体障害者、知的障害者、精神障害者各施設の入所者合計数）は81人です（このほか、グループホーム、福祉ホーム等利用者が計7人）。この入所者Aのうち、平成23年度末までの「③入所施設からの地域移行数」は合計9人（グループホーム・ケアホームへ移行が5人、福祉ホーム・一般住居へ移行が4人）です。「④退院可能な精神障害者」26人のうち、地域生活への移行数は合計19人です（グループホーム・ケアホームへの移行が9人、福祉ホーム・一般住居への移行が10人）。

## 2 障害福祉サービス量等の見込み

### (1)障害福祉サービス及び相談支援事業のサービス量の見込み

平成 23 年度及び各年度の障害福祉サービス量等を表 3-2 のとおり見込みます。

表 3-2 障害福祉サービス量等の見込み

区分		単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度	備考
1	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	人	19	25	34	65	別途推計
		時間	1,047	1,397	1,910	3,665	月間延量
2	生活介護	人	32	59	77	110	ワークシート
		提供人日	700	1,306	1,693	2,409	月間延量
3	自立訓練(機能訓練)	人	0	1	1	1	ワークシート
		提供人日	7	18	23	29	月間延量
4	自立訓練(生活訓練)	人	4	9	12	17	ワークシート
		提供人日	89	196	255	365	月間延量
5	就労移行支援	人	5	11	14	17	ワークシート
		提供人日	103	238	300	380	月間延量
6	就労継続支援(A型)	人	0	0	3	14	ワークシート
		提供人日	5	10	65	309	月間延量
7	就労継続支援(B型)	人	3	6	12	33	ワークシート
		提供人日	59	138	271	718	月間延量
8	療養介護	人	0	1	1	3	別途推計
9	児童デイサービス	人	8	10	11	17	別途推計
		人日	51	61	72	104	月間延量
10	短期入所	人	16	24	34	69	別途推計
		人日	135	196	282	573	月間延量
11	共同生活援助 共同生活介護	人	6	7	9	19	ワークシート
12	施設入所支援	人	82	84	82	75	ワークシート
13	相談支援	人	1	1	2	4	「サービス利用計画」作成対象者

注:備考の「ワークシート」は厚生労働省「サービス見込量ワークシート」、「別途推計」は実績値等をもとにした推計。

「1 居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援」については、一括して平成 23 年度では 65 人の利用者（月間）、3,665 時間（月間延時間量）と見込みます。居宅介護の実績量をもとに、障害者アンケートによる希望率、障害者数（参考表）などにより平成 23 年度の利用者数及びサービス量を推計しています。

「2 生活介護」は、平成 23 年度の利用者 110 人、サービス量 2,409 人日（月 22 日提供とする）と見込みます。「3 自立訓練（機能訓練）」は、利用者 1 人、サービス量

29 人日、「4 自立訓練（生活訓練）」は、利用者 17 人、サービス量 365 人日、「5 就労移行支援」は、利用者 17 人、サービス量 380 人日、「6 就労継続支援（A型）」は、利用者 14 人、サービス量 309 人日、「7 就労継続支援（B型）」は、利用者 33 人、サービス量 718 人日と見込みます。（これらのサービス量の推計については、表 3-3 のとおり、厚生労働省「サービス見込量ワークシート」によります。）

「8 療養介護」は、平成 23 年度の利用者 3 人、「9 児童デイサービス」は、利用者 17 人、「10 短期入所」は、利用者 69 人と見込みます。いずれも障害者アンケート結果や実績量をもとにして、「1 居宅介護等」と同様に推計しています。

「11 共同生活援助・共同生活介護」は、一括で平成 23 年度 19 人、「12 施設入所支援」は 75 人と見込みます（厚生労働省「サービス見込量ワークシート」）。

「13 相談支援」は、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等の「サービス利用計画」を作成する利用者で、平成 23 年度に 4 人と見込みます（厚生労働省「サービス見込量ワークシート」）。

表 3-3 施設利用者の日中系サービス利用者の見込み

	生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 (A型)	就労継続支援 (B型)	小計	地域活動支援 センター 利用者	一般雇用 移行者	合計
①平成23年度での現在のサービス利用者	83	1	8	13	8	18	131	32	3	166
②平成23年度までの新規利用者	26	0	6	4	3	10	49	24	2	75
③小規模作業所からの移行数	1	0	0	0	0	1	2	9	0	11
④退院可能な精神障害者	0	0	3	0	3	4	10	0	0	10
計(①～④)	110	1	17	17	14	33	192	65	5	262

施設利用者で日中系サービスを利用する人数を、表 3-3 のとおり見込みます。平成 23 年度では、「①平成 23 年度での現在のサービス利用者」131 人に加えて、「②平成 23 年度までの新規利用者」49 人、「③小規模作業所からの移行数」2 人、「④退院可能な精神障害者」10 人の合計 192 人と見込みます。生活介護では、「①平成 23 年度での現在のサービス利用者」83 人に加えて、「②平成 23 年度までの新規利用者」26 人、「③小規模作業所からの移行数」1 人、「④退院可能な精神障害者」は想定されないため 0 とし、合計 110 人が平成 23 年度の利用者と見込みます。サービス・年度ごとの見込量のまとめを、表 3-2 に整理しています。

## 参考表 障害者数の推計

区分	身体障害者	知的障害者	身体障害児	知的障害児	精神障害者
平成18年度	1,678	279	37	67	525
平成19年度	1,727	288	38	70	543
平成20年度	1,776	297	39	73	561
平成21年度	1,824	307	40	75	580
平成22年度	1,873	316	41	78	598
平成23年度	1,922	325	43	81	616

(注)身体障害者・児は身体障害者手帳所持者、知的障害者・児は療育手帳所持者、精神障害者は精神通院医療受給者。身体障害者・児、知的障害者・児数は平成8年度から17年度までの実績値をもとにした直線式による推計。精神障害者数は12年度から17年度までの増加率をもとにした推計。

### (2)障害福祉サービス量等の確保方策

- ① 新体系サービス（行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活介護、施設入所支援）については、当市のサービス利用者がいる事業所に対して、新体系への移行を促進するように働きかけます。
- ② 既存サービス（居宅介護、重度訪問介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活援助）は、当市の従来のサービス利用者に加えて、新規のサービス利用希望者が利用できるように事業所の供給量拡充等を働きかけます。
- ③ サービス見込量に対して供給量が不足する場合は、近隣自治体等と共同して広域的に対応します。
- ④ 相談支援サービス量については、地域生活支援事業における実施体制の整備により確保します。

### 3 地域生活支援事業の見込み

#### (1) 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業を表 3-4 のとおり、見込みます。

表 3-4 地域生活支援事業利用者数等の見込み

1 必須事業				平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成23 年度
①相談支援事業	相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	2	3	3	3
		地域自立支援協議会	箇所		1	1	1
	市町村相談支援機能強化事業		箇所		1	1	1
②コミュニケーション支援事業			利用者	3	5	8	16
③日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具		利用者	6	6	7	7
	自立生活支援用具		利用者	4	4	4	5
	在宅療養等支援用具		利用者	7	7	8	8
	情報・意思疎通支援用具		利用者	10	11	11	12
	排泄管理支援用具		利用者	72	74	76	82
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		利用者	0	0	1	1
④移動支援事業			箇所	6	7	8	9
			利用者	14	18	23	37
			時間	165	217	269	423
⑤地域活動支援センター			箇所	3	3	5	5
			利用者	53	55	57	65
2 任意事業							
日中一時支援事業			利用者	23	25	27	32

#### (2) 地域生活支援事業の見込量及び確保方策

① 相談支援事業については、平成 19 年度中に相談支援事業所 3 箇所と地域自立支援協議会を設置します。介護保険事業・地域包括支援センターと連携し、効率的に事業体制を構築します。

② コミュニケーション支援事業は、平成 23 年度には 16 人の利用者を見込みます。この事業は、茨城県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」と連携して、手話通訳者・要約筆記者等の養成を行うとともに、市民ボランティアの振興を図ります。

③ 日常生活用具給付等事業は、種類ごとの実績などをもとに表 3-4 のとおり見込みます。既存実績を確保し、ニーズに対応して拡充するため、委託事業所を確保します。

④ 移動支援事業は、実績量をもとに障害者アンケート結果などを踏まえて、平成 23 年度に 37 人と見込みます。当市の従来のサービス利用者に加えて、新規のサービス

利用希望者が利用できるように事業所の供給量拡充等を働きかけます。

⑤ 地域活動支援センターは、実績量と厚生労働省「サービス見込量ワークシート」などにより平成 23 年度の利用者を 65 人と見込みます。旧障害者デイサービスや小規模作業所などの利用者の移行促進を図るとともに、身近な日中活動系サービスの新規事業として充実確保を図ります。

⑥ 日中一時支援事業については、実績量をもとに障害者アンケート結果などを踏まえて、平成 23 年度に 32 人と見込みます。



## 第4章 計画推進に向けて

# 第1節 ライフステージ別重点事業

## (1) ライフステージ

障害のある人が年齢にかかわらず生き生きと充実して生活できるように、乳幼児期、児童期、青年期（前期・後期）、成人期、高齢期の5つのライフステージに区分して重点事業を設定します。

ライフステージごとに該当する主な施策の分野は、次のとおりです。

主な施策の分野	乳幼児期	児童期	青年期	成人期	高齢期
保健・医療	○	○	○	○	○
地域生活支援	○	○	○	○	○
教育・育成	○	○	○		
雇用・就労支援			○	○	○
社会参加の促進			○	○	○
まちづくり	○	○	○	○	○

注：○は主な該当分野・時期

## (2) 重点事業と評価

ライフステージごとに施策の方向性（目標）を設定するとともに、主な施策の分野から目標達成に向けた重点事業を選定しています。

## 1 乳幼児期

ステージ区分	胎児・新生児から就学前まで (胎生期、出産、6歳までの時期)	
施策の方向性	<p>①胎生期では、妊産婦の心身の健康管理による疾病予防に努めます。</p> <p>②乳幼児の健康管理による疾病予防とともに、障害の早期発見・早期対応を重点とし、身近な地域での療育体制の構築を図ります。</p> <p>③家族への支援を含めて相談体制を充実します。</p>	
重点事業	保健・医療	健康診査事業（母子保健） 母子保健訪問事業 乳児保健指導事業 乳幼児育成指導事業 就学児健康診査
	地域生活支援	自立支援給付（児童デイサービス） 相談支援事業（法定事業①） 日中一時支援事業
	教育・育成	障害児保育 家庭児童相談事業 就学指導の実施 障害児支援体制の構築
	まちづくり	公共的施設のバリアフリー化（保育所・幼稚園）

## 2 児童期

ステージ区分	○特別支援学校または小学校入学から特別支援学校中学部または中学校卒業まで（7歳から14歳まで）	
施策の方向性	<p>①交通事故やスポーツ事故など不慮の事故防止、薬物依存防止、感染症など疾病対策を重視し、障害予防に努めます。</p> <p>特に、児童期後半では、いじめ問題や不登校・引きこもりなど心の病の予防とその対応のため、児童相談体制を充実します。</p> <p>②障害のある子の普通学校への入学にともない、特別支援学級及び通級指導教室等を充実し、学校施設のバリアフリー化を推進します。</p> <p>③障害のある子と障害のない子との交流教育や福祉の心を育成する</p>	

		福祉教育を推進します。
重点事業	保健・医療	こころの相談事業 スクールカウンセラー配置
	地域生活支援	自立支援給付（児童デイサービス） 相談支援事業（法定事業①） 日中一時支援事業
	教育・育成	家庭児童相談事業 就学指導の実施 障害児支援体制の構築 通級指導の実施 特別支援学級 福祉教育・交流教育の実施 学校施設のバリアフリー化
	まちづくり	公共的施設のバリアフリー化

### 3 青年期（前期）

ステージ区分	○特別支援学校高等部または高校入学から 20 歳ごろまで （思春期を含む 15 歳ごろから 20 歳まで）	
施策の方向性	①不慮の事故防止や薬物依存防止、感染症等疾病予防、心の病の予防を行います。 ②障害のある子の進学への対応、雇用・就労対策などを含め卒業後の生活を支援します。 ③福祉体験活動などボランティア活動の機会の提供などを通して福祉の心を育成する福祉教育を推進します。	
重点事業	保健・医療	精神保健訪問事業 こころの相談事業 うつ病広報・啓発事業 高次脳機能障害を持つ人への支援
	地域生活支援	自立支援給付（児童デイサービス） 相談支援事業（法定事業①） 日中一時支援事業

教育・育成	障害児支援体制の構築 福祉教育・交流教育の実施
雇用・就労	福祉的就労の場ネットワークの構築 障害福祉サービス・就労支援事業の確保 在宅就業障害者支援制度の活用促進 知的障害者職親委託事業
まちづくり	公共的施設のバリアフリー化

(後期)

ステージ区分	○20歳ごろから29歳まで	
施策の方向性	①健診体制を充実し、生活習慣病の予防に向けた生活スタイルを確立する支援を行います。また、うつ病など心の病の予防に向けた啓発・広報を行い、早期発見・早期対応のために相談体制を強化します。 ②相談支援事業を活用して、住宅対策、雇用・就労支援など障害のある人の社会復帰と地域における自立生活を支援します。	
重点事業	保健・医療	健康相談事業 成人保健訪問事業 精神保健訪問事業 こころの相談事業 うつ病広報・啓発事業 高次脳機能障害を持つ人への支援
	地域生活支援	自立支援給付（訓練等給付） 相談支援事業（法定事業①）
	雇用・就労	福祉的就労の場ネットワークの構築 障害福祉サービス・就労支援事業等の確保 在宅就業障害者支援制度の活用促進 知的障害者職親委託事業
	まちづくり	公共的施設のバリアフリー化

## 4 成人期

ステージ区分	○30 歳から 64 歳まで	
施策の方向性	<p>①健診体制を充実し、生活習慣病の予防に向けた生活スタイルを確立する支援を行います。また、うつ病など心の病の予防に向けた啓発・広報を行い、早期発見・早期対応のために相談体制を強化します。</p> <p>②働きざかりで障害を持つことになった人を対象に、就労移行支援事業等の充実や公共職業安定所等雇用関係機関の連携により職業リハビリテーション体制を構築します。</p> <p>③相談支援事業を活用して、住宅対策、雇用・就労支援など障害のある人の社会復帰と地域における自立生活を支援します。</p>	
重点事業	保健・医療	健康診査事業（成人保健） 健康相談事業 成人保健訪問事業 精神保健訪問事業 こころの相談事業 うつ病広報・啓発事業
	地域生活支援	自立支援給付（訓練等給付） 相談支援事業（法定事業①）
	雇用・就労	福祉的就労の場ネットワークの構築 障害福祉サービス・就労支援事業等の確保 在宅就業障害者支援制度の活用促進 知的障害者職親委託事業
	まちづくり	公共的施設のバリアフリー化

## 5 高齢期

ステージ区分	○65 歳以上	
施策の方向性	<p>①脳血管障害や心疾患、高血圧症、糖尿病等の生活習慣病対策を強化し、要支援や要介護状態になることを予防するために、介護保険事業・地域支援事業の充実を図ります。</p> <p>②障害の状態に対応して、各種の在宅サービス及び介護保険事業の活用を促進します。</p>	

		③障害のある人の生きがいや楽しみを向上させる文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。
重点事業	保健・医療	健康診査事業（成人保健） 地域支援事業・介護予防事業（高齢者） こころの相談事業
	地域生活支援	自立支援給付 相談支援事業（法定事業①）
	社会参加	芸術・文化講座開催等事業 障害者の参加する生涯学習事業 障害者交流事業
	まちづくり	公共的施設のバリアフリー化

## 第2節 計画の継続的改善

この計画では、事業の進捗状況について点検評価を行い、問題点を把握して、方針を見直し、事業内容等の継続的な改善を図ります。

なお、個別事業の評価は、事業主管課が行います。基本目標等の総合評価は事務局が第一次評価を行い、「計画推進ワーキングチーム」（仮称）が第二次評価を行います。

### 1 基本目標の評価

この計画の理念を達成するために、6つの基本目標に関わる項目について、障害のある人のアンケートによる「満足度」の「めざそう値」の達成を評価基準とします（「満足度」は事業の成果指標としての意味を持ちます）。

各基本目標についての全体的な評価は、この評価基準を基本にするとともに、「施策の方向」に位置づけられている事業の達成状況等の評価を含めて総合的に行います。

基本目標	項目	現状値	めざそう値
保健・医療の充実	「心の病」の予防・支援対策	30.6%	40%
	保健・医療・福祉などのネットワーク	43.5%	50%
地域生活支援の充実	福祉サービス等の相談体制	61.1%	65%
	福祉サービスの利用しやすさ	58.1%	60%
教育・育成の推進	障害児の教育・育成（全体）	43.7%	50%
	障害児の教育・育成（障害児）	24.3%	30%
雇用・就労の支援	雇用の場・就労の場の確保	28.9%	30%
	職業訓練・職業能力の開発	30.3%	35%
社会参加の促進	情報保障・コミュニケーション支援	37.0%	40%
	月に1回程度以上の外出者割合	81.1%	維持
住みよいまちづくり	障害者理解についての啓発・広報	54.9%	60%
	バリアフリーのまちづくり	33.3%	40%
総合	身近な人の障害者「理解度」	64.8%	70%
	まちの「住みよさ度」	65.0%	70%

\*現状値は「障害者アンケート」（平成18年7月実施）。「めざそう値」は今後の「評価指標」等の検討によって変更がありえます。

## 2 事業の評価（未）

この計画では、個別事業の進捗状況を点検評価するために、目標数値の設定が妥当な場合は、目標数値を設定し、その目標達成度を評価基準とします。制度的な事業で推移を把握するだけの場合は、モニタリングと位置づけます。評価指標設定不要の事業は、「－」とします。

（なお、具体的な評価指標等については、現在、検討中です。）